

加西市地域密着型通所介護及び通所介護の新規指定に関する取扱要領

(令和6年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年12月17日法第123号。以下「法」という。）第70条第10項、第78条の2第6項第5号及び介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第126条の11の規定に基づき、加西市が指定する加西市内における地域密着型通所介護の新規指定及び兵庫県が指定する加西市内における通所介護の新規指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(加西市介護保険事業計画に定める見込量の取扱い)

第2条 市長は、加西市介護保険事業計画に定める対象年度の地域密着型通所介護又は通所介護それぞれの月間利用回数の見込量を24で除し、さらに0.7で除した後10未満の端数を切り捨てた数を、加西市内における地域密着型通所介護又は通所介護それぞれの適正定員として定め、新規指定における判断基準とする。

(地域密着型通所介護及び通所介護の定員数の取扱い)

第3条 市長は、加西市内に所在する指定地域密着型通所介護事業所又は指定通所介護事業所の利用定員（ただし、複数の単位の地域密着型通所介護又は通所介護を行う事業所にあつては、それぞれの単位の利用定員の合計数を、当該事業所の利用定員とする。）それぞれの合計数（以下「指定定員」という。）が適正定員を超える場合は、新規指定を行わないこととする。

2 指定定員の基準日は、毎年4月1日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない特別な事情により市長が認める場合は、新規指定を行えるものとする。

(適正定員等の公表)

第4条 市長は、第2条の規定による適正定員と、前条の規定による指定定員を、ホームページ等において遅滞なく公表しなければならない。

(事前協議)

第5条 加西市内において地域密着型通所介護又は通所介護の指定を受け、事業を行おうとする者（以下「開設予定者」という。）は、事業開始予定日から起算して1年前から指定の申請を行うまでに、事前協議を行うものとする。

2 前項の規定による事前協議を行うに当たっては、事前協議書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、事前協議書の提出があつた場合には、第3条の規定に基づき新規指定に係る同意の可否を判断し、その結果を事前協議結果通知書（様式第2号）により開設予定者に通知する。

4 開設予定者は、新規指定に係る同意を得た場合は、事前協議結果の通知日から起算して

180日までの間に事業を開始できるよう速やかに開設準備を行うこととし、その期間内に事業を開始できない場合は、事前協議結果通知書の効力を失うものとする。

(意見書の交付)

第6条 市長は、事前協議の結果、通所介護の新規指定に同意した場合は、開設予定者に対し、法第70条第10項の規定に基づく兵庫県との協議により定める意見書を交付するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号 事前協議書

様式第2号 事前協議結果通知書